

非常変災時における措置について（改訂版）

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等について、大津市の判断基準により、下記のように対応いたします。

1 気象(暴風を含む警報、特別警報)

- 1 当日の**午前7時**の時点で、県内に暴風を含む警報が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。また、当日の**午前7時**の時点で、大津市南部に特別警報が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。

★午前7時以降に警報や特別警報が解除になっても終日休業となります。

★teturu での配信は行いません。

- 2 当日の**午前7時以降**で登校中または登校後に確実に暴風を含む警報または大津市南部に特別警報の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

★臨時休業とする場合は、teturu で配信します。

- 3 当日の**午前7時を基準とする前後の時間帯**に、大津市南部に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて学校長が判断し、必要に応じ臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行う場合があります。

○大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。

○土砂災害警戒情報が発表されている。

○避難情報が発表され、日吉台小学校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。

○その他、大雨や大雪等の影響により、児童の安全確保が難しい場合。

★臨時休業とする場合は、teturu で配信します。

4 **登校後に暴風を含む警報や特別警報が発令された場合**は、状況に応じて適切な指導・対応の上、終業時刻を繰り上げて原則集団下校します。

★終業時刻の変更をする場合は、tetoru で配信します。

★状況により、給食をとらないで下校することもあります。

5 **その他の警報（大雨・洪水・大雪等の警報）発令された場合**は、原則、臨時休業や始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げをすることはありません。

★児童の安全確保のため、臨時休業等の措置をとる場合もあります。

★臨時休業等の措置をとる場合は、tetoru で配信します。

6 **土砂災害警戒情報が発表されている場合**、または**本校に避難所が開設されている場合**は、必要に応じて臨時休業等の措置をとることがあります。

★臨時休業等の措置をとる場合は、tetoru で配信します。

II 地震

1 **前日の児童下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生**により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。

★当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、平常どおりの授業を行います。

★平常どおりの授業を行う場合は、tetoru で配信します。

III 武力攻撃事態等

1 **前日の児童下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）**に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とします。

★当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、平常どおりの授業を行います。

★平常どおりの授業を行う場合は、tetoru で配信します。

IV 熱中症

- 1 滋賀県に**熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合**、その日の翌日は臨時休業とします。

★大津市立小中学校における熱中症対策ガイドラインにのっとり、学校生活の熱中症対策を行います。